

外国人等への差別助長いわゆるヘイトスピーチに対する取組の充実強化  
を求める意見書

昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況である。

最高裁判所は平成26年12月9日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、国連人種差別撤廃委員会は平成26年8月29日、日本政府に対して、いわゆるヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表した。

最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議する権利を奪う口実になってはならないことを前提とし、「社会的弱者がヘイトスピーチから身を守る権利」を再認識するよう指摘した。そして、憎悪及び人種差別の表明やデモ・集会における差別的暴力に断固として対処することや、メディアにおけるヘイトスピーチと闘うため適切な手段をとること、そうした行為について責任のある個人・団体を捜査・起訴することや、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁措置をとることなどを、政府に勧告している。

よって、国におかれては、人種差別撤廃委員会の勧告を誠実に受け、適切な措置を図れるよう、実効性ある対策を早急に講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月29日

福岡県小郡市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣